

# 外国法共同事業の表示に関する規則

(平成二十六年十二月十八日規則第百六十七号)

## 目次

第一章	総則(第一条)
第二章	事務所を共にせず営む外国法共同事業(第二条―第五条)
第三章	事務所を共にして営む外国法共同事業(第六条―第九条)
附則	

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この規則は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と弁護士又は弁護士法人とが外国法共同事業を営む場合における事務所の名称の表示に関し必要な事項を定め、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号。以下「特別措置法」という。)及び弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法令を遵守し、依頼者に誤解を与えるなど品位を損なう事態の発生を防止することを目的とする。

## 第二章 事務所を共にせず営む外国法共同事業

### (弁護士と外国法事務弁護士との外国法共同事業)

第二条 事務所を共にせず弁護士と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、事務所の名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第一号に準じて表示するものとする。

#### 一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

#### 二 当該外国法共同事業に係る弁護士の事務所の名称

2 前項の外国法事務弁護士は、前項第二号の表示に付加して、当該外国法共同事業に係る弁護士の事務所の所在地

を表示することができる。

3 事務所を共にせず外国法事務弁護士と外国法共同事業を営む弁護士は、事務所の名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第二号に準じて表示することができる。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨  
二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士の事務所の名称及び所在地

(弁護士と外国法事務弁護士法人との外国法共同事業)

第三条 事務所を共にせず弁護士と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第三号に準じて表示するものとする。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨  
二 当該外国法共同事業に係る弁護士の事務所の名称

2 前項の外国法事務弁護士法人は、前項第二号の表示に付加して、当該外国法共同事業に係る弁護士の事務所の所在地を表示することができる。

3 事務所を共にせず外国法事務弁護士法人と外国法共同事業を営む弁護士は、事務所の名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第四号に準じて表示することができる。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨  
二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士法人の事務所の名称及び所在地

(弁護士法人と外国法事務弁護士との外国法共同事業)

第四条 事務所を共にせず弁護士法人と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士は、事務所の名称を表示するときは、その事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第五号に準じて表示するものとする。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨  
二 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の事務所の名称

2 前項の外国法事務弁護士は、前項第二号の表示に付加して、当該外国法共同事業に係る弁護士法人の事務所の所在地を表示することができる。

3 事務所を共にせず外国法事務弁護士と外国法共同事業を営む弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、当

該外国法共同事業に係る事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第六号に準じて表示することができる。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士事務所の名称及び所在地

(弁護士法人と外国法事務弁護士法人との外国法共同事業)

第五条 事務所を共にせず弁護士法人と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第七号に準じて表示するものとする。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る弁護士法人の事務所の名称

2 前項の外国法事務弁護士法人は、前項第二号の表示に付加して、当該外国法共同事業に係る弁護士法人の事務所の所在地を表示することができる。

3 事務所を共にせず外国法事務弁護士法人と外国法共同事業を営む弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、当該外国法共同事業に係る事務所の名称に付加して、次に掲げる事項を別記様式第八号に準じて表示することができる。

一 「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨

二 当該外国法共同事業に係る外国法事務弁護士法人の事務所の名称及び所在地

### 第三章 事務所を共にして営む外国法共同事業

(弁護士と外国法事務弁護士との外国法共同事業)

第六条 事務所を共にして外国法共同事業を営む弁護士及び外国法事務弁護士は、事務所の名称を表示するときは、それぞれの事務所の名称を列記し、「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨を付加して、別記様式第九号に準じて表示するものとする。

2 前項の外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつ

て、当該外国法共同事業に係る弁護士事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、前項に規定する表示のほか、その弁護士の事務所の名称を自己の事務所の名義として別記様式第十号に準じて表示することができる。

3 第一項の弁護士が外国法共同事業に係る法律事務を行うことなく法律事務を行う場合において事務所の名義を表示するときは、第一項の規定は、適用しない。

4 第一項の弁護士は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第一項に規定する表示のほか、自己の事務所の名義のみを別記様式第十号に準じて表示することができる。

（弁護士と外国法事務弁護士法人との外国法共同事業）

第七条 事務所を共にして外国法共同事業を営む弁護士及び外国法事務弁護士法人は、事務所の名義を表示するときは、それぞれの事務所の名称を別記し、「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨を付加して、別記様式第十一号に準じて表示するものとする。

2 主たる事務所を共にして弁護士と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、当該外国法共同事業に係る弁護士の事務所の名義中に「外国法共同事業」の文字があるときは、前項に規定する表示のほか、その弁護士の事務所の名義を自己の主たる事務所の名称として別記様式第十号に準じて表示することができる。

3 第一項の弁護士が外国法共同事業に係る法律事務を行うことなく法律事務を行う場合において事務所の名義を表示するときは、第一項の規定は、適用しない。

4 外国法事務弁護士法人の主たる事務所と事務所を共にして外国法共同事業を営む弁護士は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、事務所の名義中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第一項に規定する表示のほか、自己の事務所の名義のみを別記様式第十号に準じて表示することができる。

（弁護士法人と外国法事務弁護士との外国法共同事業）

第八条 事務所を共にして外国法共同事業を営む弁護士法人及び外国法事務弁護士は、事務所の名義を表示するときは、それぞれの事務所の名称を別記し、「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨を付加して、別記様式第

十二号に準じて表示するものとする。

2 前項の外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、当該外国法共同事業に係る弁護士法人の主たる事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、前項に規定する表示のほか、その弁護士法人の主たる事務所の名称を自己の事務所の名称として別記様式第十三号に準じて表示することができる。

3 第一項の弁護士法人が外国法共同事業に係る法律事務を行うことなく法律事務を行う場合において事務所の名称を表示するときは、第一項の規定は、適用しない。

4 主たる事務所を共にして外国法事務弁護士と外国法共同事業を営む弁護士法人は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、主たる事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第一項に規定する表示のほか、主たる事務所の名称のみをその名称として別記様式第十三号に準じて表示することができる。

(弁護士法人と外国法事務弁護士法人との外国法共同事業)

第九条 事務所を共にして外国法共同事業を営む弁護士法人及び外国法事務弁護士法人は、事務所の名称を表示するときは、それぞれの事務所の名称を列記し、「外国法共同事業」その他外国法共同事業を営む旨を付加して、別記様式第十四号に準じて表示するものとする。

2 主たる事務所を共にして弁護士法人と外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、当該外国法共同事業に係る弁護士法人の主たる事務所名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、前項に規定する表示のほか、その弁護士法人の主たる事務所名称を自己の主たる事務所の名称として別記様式第十三号に準じて表示することができる。

3 第一項の弁護士法人が外国法共同事業に係る法律事務を行うことなく法律事務を行う場合において事務所の名称を表示するときは、第一項の規定は、適用しない。

4 主たる事務所を共にして外国法事務弁護士法人と外国法共同事業を営む弁護士法人は、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、主たる事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字があるときは、第一項に規定する表示のほか、主たる事務所の名称のみをその名称として別記様式第十三号に準じて表示することができる。

附 則

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行）

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△法律事務所)
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△法律事務所 (××所在))

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

- 〇〇法律事務所 (外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所 (××所在))

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

- 〇〇外国法事務弁護士法人 (外国法共同事業 △△法律事務所)
- 〇〇外国法事務弁護士法人 (外国法共同事業 △△法律事務所 (××所在))
- 〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所 (外国法共同事業 △△法律事務所)
- 〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所 (外国法共同事業 △△法律事務所 (××所在))

別記様式第 4 号 (第 3 条関係)

- 〇〇法律事務所 (外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人 (××所在))
- 〇〇法律事務所 (外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人□□事務所 (××所在))

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△弁護士法人)
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△弁護士法人 (××所在))
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△弁護士法人□□事務所)
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 △△弁護士法人□□事務所 (××所在))
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 □□法律事務所)
- 〇〇外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業 □□法律事務所 (××所在))

在))

別記様式第6号(第4条関係)

〇〇弁護士法人(外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所(××所在))

〇〇弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所(××所在))

〇〇法律事務所(外国法共同事業 △△外国法事務弁護士事務所(××所在))

別記様式第7号(第5条関係)

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 △△弁護士法人)

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 △△弁護士法人(××所在))

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 △△弁護士法人☆☆事務所)

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 △△弁護士法人☆☆事務所(××所在))

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 ☆☆法律事務所)

〇〇外国法事務弁護士法人(外国法共同事業 ☆☆法律事務所(××所在))

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 △△弁護士法人)

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 △△弁護士法人(××所在))

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 △△弁護士法人☆☆事務所)

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 △△弁護士法人☆☆事務所(××所在))

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 ☆☆法律事務所)

〇〇外国法事務弁護士法人□□事務所(外国法共同事業 ☆☆法律事務所(××所在))

別記様式第8号(第5条関係)

〇〇弁護士法人(外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人(××所在))

〇〇弁護士法人(外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所(××所在))



○○弁護士法人□□事務所（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人  
（××所在））

○○弁護士法人□□事務所（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人  
☆☆事務所（××所在））

○○法律事務所（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人（××所在））

○○法律事務所（外国法共同事業 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所  
（××所在））

別記様式第9号（第6条関係）

○○法律事務所 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

別記様式第10号（第6条、第7条関係）

○○外国法共同事業法律事務所

別記様式第11号（第7条関係）

○○法律事務所 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事業）

○○法律事務所 △△外国法事務弁護士法人××事務所（外国法共同事業）

別記様式第12号（第8条関係）

○○弁護士法人 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

○○弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事  
業）

○○法律事務所 △△外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）

別記様式第13号（第8条、第9条関係）

○○外国法共同事業法律事務所

別記様式第14号（第9条関係）

○○弁護士法人 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事業）

○○弁護士法人 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（外国法共同事業）

- 弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事業）
- 弁護士法人□□事務所 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（外国法共同事業）
- 法律事務所 △△外国法事務弁護士法人（外国法共同事務所）
- 法律事務所 △△外国法事務弁護士法人☆☆事務所（外国法共同事業）